

WGにおける検証（所有外資産の取扱い）の 結果報告について

令和5年7月19日
総務省自治財政局財務調査課

第3回WGにおける議論について

○ 第3回WGにおいては、中間取りまとめ等を踏まえて、以下のことについて検討を行った。

論点1 所有外資産として国道・河川を計上する団体の範囲について（指定都市も対象とするか）

論点2 その他の所有外資産（国道・河川以外）を計上する場合の基準について

論点3 名称について（所有外資産から変更するか）

論点4 貸借対照表・初年度の純資産変動計算書の記載方法について

<中間取りまとめ>

- ・ 所有外資産の定義（一定の地方負担を伴って整備され、当該地方公共団体が法令等に基づく管理権限を有するが、所有権を有していない資産）に照らすと、指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川の他にも該当しうるものがあるが、管理権限のない、又は整備に係る費用を負担していない資産は所有外資産に該当しない（＝資産計上の対象とならない）。
 - ・ 上記を考慮すると、治山施設、海岸等が所有外資産に該当しうるが、所有外資産の資産計上に当たっては、該当資産の価額等の精査・把握に係る実務負担が生じ、該当しうる資産を網羅的に把握しようとすることは実施可能性を損なうおそれがある。さらに、所有外資産の種類によっては、財務書類・指標に対する影響度が小さい場合もありうる。
 - ・ 地方公共団体の実施可能性を考慮しつつ、一方で財務書類・指標への影響度を考慮し実態に近づけるという観点では、「重要性の原則」により優先順位を付けることが考えられる。
- ⇒ 財務書類・指標に対する影響度や団体の実施可能性を考慮し、重要性の原則を適用し、当該団体の資産総額に対する割合が大きいと考えられる、指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川を優先して計上すべき。（なお、都道府県は特に多くの指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川を管理しており、財務書類・指標に対する影響が大きいと考えられる。）
- ⇒ ただし、それ以外の所有外資産についても、財務書類・指標への影響に応じて資産計上する（例えば、当該団体の資産総額に対して所有外資産が一定の割合を占める場合は計上対象とする）ことを妨げない扱いとすべき。

(参考)

| | 都道府県 | 指定都市 | 市町村 |
|----------------|-----------|---------------|-----|
| 指定区間外の国道 | ○ (必須) | 論点1の 議論の範囲 | — |
| 指定区間の一級河川・二級河川 | ○ (必須) | | — |
| その他の所有外資産 | 論点2の議論の範囲 | | |

各論点に係るWGでの検討結果について

1. 所有外資産として国道・河川を計上する団体の範囲について（指定都市も対象とするか）

【WGにおける結論】

- 指定都市においても、都道府県と同様に計上する。

【考え方】

- 指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川に係る法令上の管理権限は、都道府県と指定都市で同等である。
- 資産総額への影響度（= 所有外資産である国道・河川の価額／現在の資産総額）を推計すると、平均値では指定都市は都道府県よりも低いが、個別団体では都道府県を上回る指定都市もあることから、指定都市を一律計上しないとの整理は困難。

※ 資産総額への影響度推計

| | | | |
|--------|-----|----------------|-------------------------|
| ・ 都道府県 | 国 道 | <u>最小 0.2%</u> | 最大 39%（平均 18.1%） |
| | 河 川 | <u>最小 0.2%</u> | 最大 30%（平均 11.3%） |
| ・ 指定都市 | 国 道 | <u>最小 0.2%</u> | <u>最大 14%</u> （平均 3.1%） |
| | 河 川 | <u>最小 0.0%</u> | <u>最大 1%</u> （平均 0.2%） |

2. その他の所有外資産（国道・河川以外）を計上する場合の基準について

【WGにおける結論】

- 国道・河川以外の所有外資産の計上については、定量的な基準を設けない。

【考え方】

- 国道・河川以外の所有外資産としては、治山施設や海岸などがありうるが、実態としては、国道・河川と比べて資産総額に対する割合は極めて低いと考えられる。

※ 国道・河川以外の所有外資産の影響度（当該資産の価額／資産総額）

・秋田県

港湾：1.4% 空港：0.1% 土地改良施設：1.3% 治山施設等：1.4% 海岸：0.9%
（国道・河川：46.8%）

・滋賀県

土地改良施設：0.9% 治山施設：3.9% 砂防施設：5.7%
（国道・河川：32.7%）

（注）注記で明記している団体は上記2県のみ

- 具体的な数字で計上基準を定めると、基準に該当しうる所有外資産の価額を一旦洗い出す必要があるため、地方公共団体の負担を考慮すると現実的ではない。
- 定量的な基準は設けないが、重要性がある資産（各団体における財務書類・指標への影響が大きい資産）は計上対象とするようマニュアルに明記。

3. 名称について（所有外資産から変更するか）

【WGにおける結論】

- 「所有外管理資産」と名称変更する。

【考え方】

- 「所有外」という言葉だけではどのような資産が含まれるのか不明瞭で、特に一般の住民、議員にとっては概念がわかりづらいため、今回新たに計上する資産の定義を踏まえ、「管理」という言葉を追加する。

4. 貸借対照表・初年度の純資産変動計算書の記載方法について

【WGにおける結論】

○ 原則として、新たな表示科目を設ける。

ただし、システム改修の費用が発生するなどにより過度の負担が生じる場合は、「その他」に計上し、所有外管理資産の額を注記することも許容する。

【考え方】

(貸借対照表について)

○ 所有外管理資産は、所有していない資産を計上するという点で、従来計上していた有形固定資産と性質が異なるため、新たな表示科目を設け、価額を明示することが適当。

(純資産変動計算書について)

○ 「その他」に計上する場合、初年度のみ「その他」の価額が大きく増加。年度間の比較を適切に行う観点から、別途表示科目を追加して明記するのが適切。

貸借対照表 様式改定案

| 科目 | 金額 |
|----------------|----|
| 【資産の部】 | |
| インフラ資産 | |
| 土地 | |
| 建物 | |
| 建物減価償却累計額 | |
| 工作物 | |
| 工作物減価償却累計額 | |
| その他 | |
| その他減価償却累計額 | |
| 建設仮勘定 | |
| 所有外管理資産 | |
| 物品 | |
| 物品減価償却累計額 | |

純資産変動計算書 様式改定案

| 科目 | 合計 | 固定資産等形成成分 | |
|------------------------|----|-----------|----------|
| | | 固定資産 | 余剰分(不足分) |
| 固定資産等の変動(内部変動) | | | |
| 有形固定資産等の増加 | | | |
| 有形固定資産等の減少 | | | |
| 貸付金・基金等の増加 | | | |
| 貸付金・基金等の減少 | | | |
| 資産評価差額 | | | |
| 無償所管換等 | | | |
| 過年度分の所有外管理資産の計上 | | | |
| その他 | | | |

所有外管理資産の取扱い変更に係るマニュアル改定の概要について

1 全般的な事項

・ 定義

所有外管理資産とは、一定の地方負担を伴って整備され、当該地方公共団体が法令等に基づく管理権限を有するが、所有権を有していない資産。

・ 計上方法

所有外管理資産は、有形固定資産として資産計上する。

ただし、都道府県、指定都市が管理する指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川以外の重要性の乏しい資産については、各団体における財務書類や指標への影響に応じて計上しないことを許容。

| | 都道府県 | 指定都市 | 市町村 |
|----------------|------|------|-----|
| 指定区間外の国道 | ○ | ○ | — |
| 指定区間の一級河川・二級河川 | ○ | ○ | — |
| その他の所有外管理資産 | △ | △ | △ |

△：重要性の乏しい資産については、計上しないことを許容

2 貸借対照表

- ・ 表示科目に「所有外管理資産」を追加。

事務負担等に配慮し「その他」に計上することも許容する取扱いを記載。

3 純資産変動計算書

- ・ 表示科目に「過年度分の所有外管理資産の計上」を追加。

事務負担等に配慮し「その他」に計上することも許容する取扱いを記載。

4 その他

- ・ 所有外管理資産に係る注記例を記載。

- ・ 所有外管理資産が管理対象ではなくなった時の処理方法、整備時の費用の計上方法などについてQ&Aに追記。